

景観形成重点地区(小野川地区) 景観形成デザインガイド

平成26年1月31日施行

1 景観形成の方針

小野川地区は、小野川温泉を中心とした町並みが広がり、周辺を山々に囲まれたホタル舞う自然豊かな地区です。これまでは、温泉・観光関係者が積極的な観光まちづくりを展開し、観光業の活性化が進められてきました。

これからは、住民、事業者、行政が協働して小野川の魅力を発見して、まちなみに磨きを掛け、育てる景観まちづくりを展開します。

この活動を通して、住民は、美しく良好な環境に住まうことができ、訪れる人は、温泉情緒に触れることができるまちなみ景観を共に創りあげていくものとします。

2 景観形成デザインガイドについて

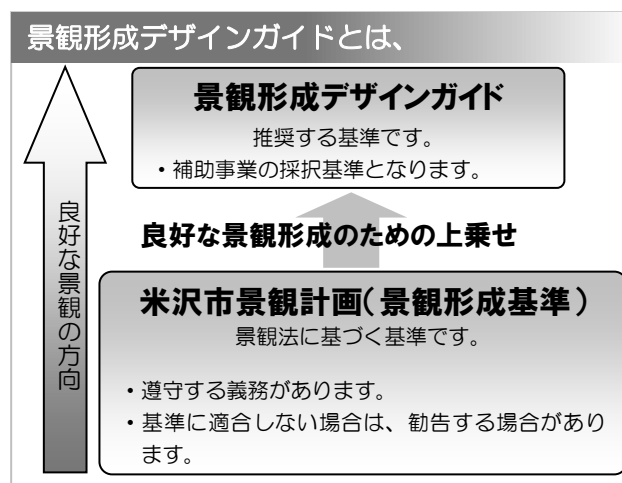
(1) 景観形成デザインガイドの策定

小野川地区では、平成23・24年度に景観まちづくり住民会議を開催し、小野川の景観将来像を作りました。この住民会議を受けてこの景観形成デザインガイドを策定しました。

(2) 景観形成基準とデザインガイド

景観法に基づく米沢市景観計画では、「景観形成基準」を定めており、建築行為等を行う際には「景観形成基準」を遵守することが求められます。

一方で、この「デザインガイド」は、法律等に基づき遵守する基準として定めるものではなく、建築行為等を行う際に配慮する事項を記載したもので、住民の方が利用する「参考書」としての役割を担うものです。また、米沢市景観形成推進事業の採択基準となります。



(3) 景観形成の方法について

良好な景観の形成は、単純に素材、構造等をアップグレードすることではなく、一般的な素材、構造でも位置、形態、意匠、植栽等について周辺と調和を図り工夫することにより、十分に達成できるものです。

また、現在の建物等を今すぐにデザインガイドに沿ったものに改修していただくというものではありません。このため、デザインガイドが目指すまちなみの完成には、10年、20年とかかるかもしれませんが、住民、事業者が協働して、まず始めることが大切であると考えています。

(4) この基準の適用範囲

この基準の適用範囲は、米沢市景観計画で定める景観形成重点地区のうち小野川地区とします。

3 デザイン基準

【建築物】

1. 全体として

- ・ 和風の落ち着いたきのある建物としましょう。

2. 形態意匠

(1) 外壁の意匠

- ・ 外壁は、真壁造り※を基本とし、柱・梁を表したものとしましょう。
- ・ 外壁は、漆喰又は漆喰調の仕上げを基本とした和風の意匠としましょう。

(2) 建物の屋根

- ・ 屋根形状は、周辺の建物との連続性に配慮したものとしましょう。
- ・ 旅館や商店の出入口は、できるだけ唐破風造りとしましょう。



3. 建築物の色彩

(1) 外壁の色

- ・ 外壁の色は、白、うすい灰色、うすい茶色を基本としましょう。
- ・ 陸屋根の場合、建物の上端にこげ茶部分を設けるなど、周辺と調和したスカイラインとしましょう。

(2) 屋根の色

- ・ 屋根の色は、こげ茶系としましょう。



4. 建物の高さ

- ・ 3階までの高さとしましょう。
- ・ 尼湯周辺は、2階までの高さとしましょう。
- ・ なお、4階以上の部分は、道路境界から15m以上後退して建てましょう。

5. 建物の位置

- ・ 道路に面する壁面は、近隣建物の壁面と揃え、連続性を確保しましょう。

6. 緑化

- ・ 通りから見える場所に、地域の植生にあった草花や樹木を植えましょう。

【工作物】

1. 基本的考え方

- ・ 情緒ある通り景観を演出しましょう。

2. 形態意匠

- ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、板塀を設置しましょう。
- ・ 既存のブロック塀は、板で覆い板塀風の意匠としましょう。

3. 色彩

- ・ 板塀は、隣接板塀と同程度の色としましょう。

4. 位置

- ・ 道路に面する壁面は、近隣建物の壁面と揃え、連続性を確保しましょう。

5. 緑化

- ・ 通りから見える場所には、地域の植生にあった草花や樹木を植えましょう。

【自動販売機】

- ・ 自動販売機を設置する場合は、落ち着いたデザインのものとし、建物の中に組み込むか、景観に調和するよう外側を囲みましょう。



【屋外広告物】

- ・ 温泉地らしい屋外広告物を設置しましょう。
- ・ 看板のデザインは、落ち着いた和風のデザインとし、木製を基本としましょう。
- ・ 看板は、自己の名称商標を表示するもののみにしましょう。
- ・ 壁面広告、壁面突出広告（袖看板）は、それぞれ1個所までとし、設置する高さは3階までの高さとしましょう。
- ・ 屋上利用広告物は、設置しないようにしましょう。



【建築施設】

- ・ エアコンの室外機等は、道路から見て目立たない場所に設置するか、周辺と調和したデザインの目隠し等を施しましょう。



【駐車場】

- ・ 駐車場は、道路から直接自動車が見えないよう、出入口以外は生垣や板塀等で囲うようにしましょう。

【ゴミ集積所】

- ・ ゴミ集積所を設置する場合は、出来るだけ目立たない位置に設置するとともに、落ち着いたデザインとしましょう。



〔参考〕 景観形成デザインガイドの解説



良好な看板の事例(木製の和風看板)

小野川には素敵なデザインの看板がたくさんあります。
このようなデザインの優れた看板を参考にしましょう。

自動販売機の景観配慮事例(二階堂旅館さん)



ブロック塀の修景(小野川温泉観光協会さんによる先行モデル事業)

壁面と揃え連続性を確保する(景観形成基準
+デザインガイド)

尼湯周辺は2階建てを基本します。(デザインガイド)



外壁の色は、白、うすい灰色、うすい茶色を基本としましょう。(デザインガイド)

真壁造りの壁(デザインガイド)

唐破風の庇(デザインガイド)

敷地は花や樹木などにより緑化する。(景観形成基準+デザインガイド)

和風の演出

景観形成基準では、「和風の落ち着いた意匠とすること。」と定めていますが、雪下ろしを考えると傾斜屋根は避けたいという方も多いと思います。この場合は、外観や意匠を工夫し、まちなみに調和した和風の演出を施しましょう。

真壁風のデザインと、1階部分に平入りの庇を設け和風を演出している事例



第8回景観賞「人形の雅び」



第9回景観賞「おたまや」

建物の上端にこげ茶部分を設け、周辺と調和したスカイラインとしている。(デザインガイド)

4 米沢市景観計画で定める景観形成基準（参考）

景観法に基づき遵守する基準。

区 分		景観形成基準
建築等 （建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）	形態 意匠	・ 和風の落ち着いた外観、意匠とすること。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 周辺の景観に配慮した高さとする。
	位置	・ 道路に面する壁面は、周辺建物の壁面と揃えるなどして、連続性を確保し、調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。
建設等 （工作物の新設、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更）	形態 意匠	・ 周囲の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること。 ・ 道路との境界に塀を設置する場合は、ブロック塀は設置せず、生垣か板塀とすること。やむを得ずブロック塀等を用いる場合は、景観配慮型の表面加工を施したものか、前面に板を張り板塀風にするなどの加工を施したものとすること。
	色彩	・ 別途定める色彩基準のとおりとすること。
	高さ	・ 遠方から行為地を望見した場合に、突出した印象とならないよう配慮すること。
	位置	・ 道路に面する工作物は、周辺と壁面を揃えるなどして、連続性を確保し、まちなみと調和を図ること。
	緑化	・ 道路に面する場所や敷地内は花や樹木等により緑化すること。

この他に、開発行為、土地の形質の変更、土石の堆積の基準があります。

□ 景観形成重点地区における色彩基準

周辺の景観との調和に配慮するとともに、下表内の色彩を用いること。

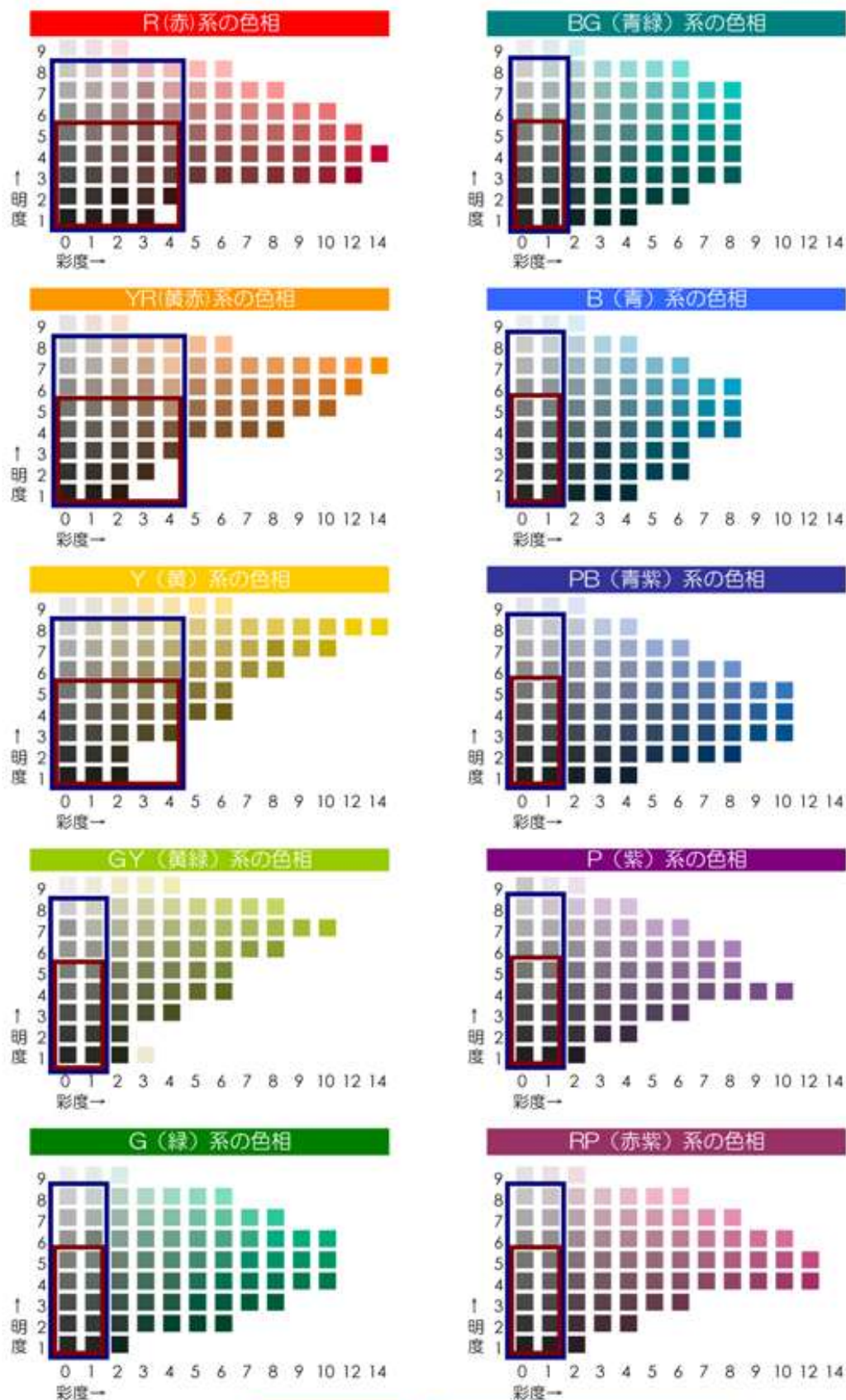
対 象	色 相		明 度	彩 度
建築物の屋根	R系	0. 1R～10R	5 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR～10YR		
	Y系	0. 1Y～5Y		
	その他の色相			1 以下
建築物の外壁 及び工作物	R系	0. 1R～10R	8 以下	4 以下
	YR系	0. 1YR～10YR		
	Y系	0. 1Y～5Y		
	その他の色相			1 以下

注1 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲内で用いる色彩はこの限りでない。

注2 建築物の外壁及び工作物にあっては着色していない木材、石材、土壁等の自然素材によって仕上げられている部分の色彩はこの限りでない。

注3 建築物の建築や工作物の建設を、伝統的な意匠や構法により行う場合はこの限りではない。

景観形成重点地区の色彩基準（屋根及び外壁に関する色彩基準）



建築物の屋根

建築物の外壁及び工作物

※ 実際の色彩とは異なる